





別紙1-3

水道名／ 小谷村簡易水道

令和6年度

基準項目

水質項目	法定基本 検査頻度	年間検査頻度									
		原水									
		梶池第1、3	梶池第4	千国第1、2	蕨平	若栗第1、2	月岡雨中第1、2	平間宮本	池原	中土第1、4	葛草連
1 一般細菌	毎月 定期検査項目	毎月	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2 大腸菌											
38 塩化物イオン											
46 有機物質(全有機炭素(TOC)の量)											
47 pH											
49 臭気											
48 味											
50 色度											
51 濁度											
11 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素											
26 臭素酸											
22 クロロ酢酸											
24 ジクロロ酢酸											
28 トリクロロ酢酸											
23 クロロホルム											
25 ジプロモクロロメタン											
29 プロモジクロロメタン											
30 プロモホルム											
27 総トリハロメタン											
31 ホルムアルデヒド											
21 塩素酸											
10 シアンイオン及び塩化シアン	健康に関連する項目 3ヶ月に1回 ただし、3年に1回まで省略可	3ヶ月に1回									
6 鉛及びその化合物											
32 亜鉛及びその化合物											
34 鉄及びその化合物											
35 銅及びその化合物											
37 マンガン及びその化合物											
7 珪素及びその化合物											
14 四塩化炭素											
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン											
17 ジクロロメタン											
18 テトラクロロエチレン											
19 トリクロロエチレン											
20 ベンゼン											
12 ふっ素及びその化合物											
13 ほう素及びその化合物											
3 カドミウム及びその化合物											
8 六価クロム化合物											
33 アルミニウム及びその化合物											
36 ナトリウム及びその化合物											
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)											
5 セレン及びその化合物											
4 水銀及びその化合物											
40 蒸発残留物											
41 陰イオン界面活性剤											
44 非イオン界面活性剤											
45 フェノール類											
15 1,4-ジオキサン											
9 亜硝酸態窒素											
42 ジェオスミン	カビ臭										
43 2-メチルイソボルネオール											
管理項目											
大腸菌 ※1			4	4	4	4	4	4	4	4	4
嫌気性芽胞菌			4	4	4	4	4	4	4	4	4
クリプトスポリジウム											

※1 原水大腸菌について、1回は定期検査項目に含む。

別紙1-4

水道名／ 小谷村簡易水道

令和6年度

基準項目

水質項目	法定基本 検査頻度	年間検査頻度																							
		原水																							
		梨平	黒川	来馬	下寺第1	下寺第2	川内	坪の沢	伊折																
1 一般細菌	毎月 定期検査項目	毎月	1	1	1	1			1	1	1														
2 大腸菌																									
38 塩化物イオン																									
46 有機物質(全有機炭素(TOC)の量)																									
47 pH																									
49 臭気																									
48 味																									
50 色度																									
51 濁度																									
11 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素																									
26 臭素酸														3ヶ月に1回 消毒副生成物	3ヶ月に1回										
22 クロロ酢酸																									
24 ジクロロ酢酸																									
28 トリクロロ酢酸																									
23 クロロホルム																									
25 ジプロモクロロメタン																									
29 プロモジクロロメタン																									
30 プロモホルム																									
27 総トリハロメタン																									
31 ホルムアルデヒド																									
21 塩素酸																									
10 シアンイオン及び塩化シアン	健康に関連する項目 3ヶ月に1回 ただし、3年に1回まで省略可	3ヶ月に1回 ただし、3年に1回まで省略可																							
6 鉛及びその化合物																									
32 亜鉛及びその化合物																									
34 鉄及びその化合物																									
35 銅及びその化合物																									
37 マンガン及びその化合物																									
7 珪素及びその化合物																									
14 四塩化炭素																									
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン																									
17 ジクロロメタン																									
18 テトラクロロエチレン																									
19 トリクロロエチレン																									
20 ベンゼン																									
12 ふっ素及びその化合物																									
13 ほう素及びその化合物																									
3 カドミウム及びその化合物																									
8 六価クロム化合物																									
33 アルミニウム及びその化合物																									
36 ナトリウム及びその化合物																									
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)																									
5 セレン及びその化合物																									
4 水銀及びその化合物																									
40 蒸発残留物																									
41 陰イオン界面活性剤																									
44 非イオン界面活性剤																									
45 フェノール類																									
15 1,4-ジオキサン																									
9 亜硝酸態窒素																									
42 ジェオスミン													カビ臭												
43 2-メチルイソボルネオール																									
<b>管理項目</b>																									
大腸菌 ※1															4	4	4	2	2	4	4	4			
嫌気性芽胞菌															4	4	4	2	2	4	4	4			
クリプトスポリジウム																									

※1 原水大腸菌について、1回は定期検査項目に含む。